

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 4 年 3 月 10 日

鳥取県知事 平井 伸治

1 調達内容

（１）借入物品の名称及び数量

中・西部ハートフルスペースパソコン 一式

（２）借入物品の仕様

入札説明書による。

（３）借入期間

令和 4 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（４）入札方法

入札は紙入札により行う。

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）平成 30 年鳥取県告示第 519 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（５）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（６）本件調達公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

（７）鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センター

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び借入物品の仕様に関する担当部局

〒680-0941 鳥取県鳥取市湖山町北五丁目 201 番地

鳥取県教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センター総務課

電話 0857-28-2321

電子メールアドレス ijime-futoukou@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

令和 4 年 3 月 10 日（木）から同月 24 日（木）までの間にインターネットのいじめ・不登校総合対策センターホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/303230.htm>) から入手すること。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和 4 年 3 月 10 日（木）から同月 24 日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

イ 交付場所

(1) に同じ。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1) の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 4 年 3 月 30 日（水）午後 1 時 30 分 即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 29 日（火）午後 5 時とする。）

イ 場所

〒680-0941 鳥取県鳥取市湖山町北五丁目 201 番地

鳥取県教育センター 本館 2 階 第 2 研修室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、入札説明書で示す機種承認を受けるための書類を、令和 4 年 3 月 24 日（木）午後 5 時までに 4 (1) の場所に提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を 4 の (1) の場所に令和 4 年 3 月 24 日（木）午後 5 時までに郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、(3) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

なお、入札が予定価格に達しない場合は、直ちに再度の入札を行う。3回で落札しない場合は、最低価格を提示した者と随意契約の交渉を行うものとする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

エ 鳥取県議会令和4年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、開札を行わない。